

上越市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の行政改革を積極的かつ着実に推進するため、上越市行政改革推進本部（以下「行革本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 行革本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 上越市行政改革推進計画の推進に関すること。
- (2) 上越市行政改革推進計画の見直しに関すること。

(組織)

第3条 行革本部は、本部長及び副本部長並びに本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は市長が指名する副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、副本部長以外の副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事、教育次長、総務管理部長、企画政策部長、財務部長、防災危機管理部長、自治・市民環境部長、浦川原区総合事務所長、柿崎区総合事務所長、板倉区総合事務所長、福祉部長、健康子育て部長、産業観光交流部長、農林水産部長、都市整備部長、教育部長、ガス水道局長及び会計管理者をもって充てる。
- 4 本部長は、行革本部の事務を総理し、行革本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 行革本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(関係者の出席等)

第5条 行革本部は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 行革本部の庶務は、行政改革推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、行革本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年5月8日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年6月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年11月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年5月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。